お問い合わせは

東京都北区保健所

生活衛生課　生活衛生係

〒114-0001　北区東十条2-7-3

電話（3919）0431

FAX（3919）3308

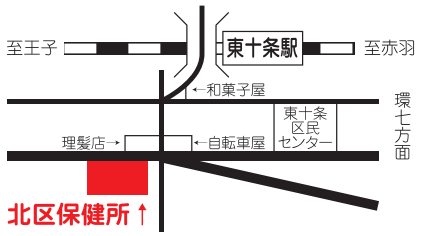

（東十条駅南口から徒歩5分）

飼い犬の登録・注射済票及び変更手続きの届出窓口

北区保健所　生活衛生課	東十条2-7-3	☎（3919）0431
王子区民事務所	王子本町1-2-11 北区役所第2庁舎1階	☎（3908）8745
赤羽区民事務所	赤羽1-1-38	☎（5948）9541
滝野川区民事務所	西ケ原1-23-3 滝野川会館1階	☎（3910）0141

マイクロチップ情報登録の手続きサイト

ホームページ https://reg.mc.env.go.jp

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（環境省）

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

☎(6384)5320

※マイクロチップ情報登録をしている犬の変更等手続き、
　これからマイクロチップ情報登録をする手続きのサイトです。

※狂犬病予防注射済票は保健所または区民事務所での手続きです。

令和７年度改訂

～愛情はたっぷりと　責任はしっかりと～

愛犬手帳

この手帳は、家族の一員として愛犬と快適に暮らしていくための情報をまとめたものです。

愛犬との暮らしの中で、変わらぬ愛情と、生涯飼い続けられるようご活用ください。

東京都北区保健所

目　　次

1. 愛犬の写真・記録 …… P2
2. 飼い犬の登録 …… P3
3. 狂犬病予防注射 …… P3
4. 飼い犬が人を咬んだら …… P4
5. 飼い犬を飼えなくなったら …… P5
6. 飼い犬が行方不明になったら … P5
7. 災害に備えて…… P6
8. 飼い犬の登録･変更･死亡の届出 … P7
9. 知っておきたい動物の法律 …… P9
10. 飼い主のマナー …… P10
11. 動物由来感染症 …… P11
12. 狂犬病予防注射等の記録 …… P12
13. 北区内の動物病院 …… P13
14. 東京都の動物関連施設 …… P14

1　愛犬の写真・記録

（ここに写真をお貼り下さい）

愛犬の記録	呼び名		鑑札番号	年度第テ　　号
	種　類		マイクロチップ番号	
	毛　色		生年月日	年　月　日
	性　別	オス・メス	不妊去勢	手術済　・　未実施
	体　格	特大・大・中・小（　　kg位）		
	特　徴			
飼い主	住　所			
	氏　名		連絡先	

飼い主の氏名や住所などが変更になったら届出が必要です。
P ７～８をお読みください。

2 飼い犬の登録

登録（生涯１回） 	狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら、30 日以内に登録しなければなりません。 ※生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日から 30 日以内
	飼い犬の登録手続きはＰ７～８をお読みください。 （手数料がかかります）
マイクロチップを装着し、環境省の Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で情報登録をした犬は、マイクロチップが鑑札とみなされます。	

3 狂犬病予防注射

予防注射 **（毎年１回）** **（色は毎年変わります）**	狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、毎年１回狂犬病予防注射を受けなければなりません。
	予防注射接種後は、獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証」を保健所または区民事務所に持参して「注射済票」の交付を受けなければなりません。（手数料がかかります）

保健所から４月頃に、登録のある犬の飼い主さんへ、
狂犬病予防注射のお知らせを送付しています。
例年４月に区内施設の駐車場等を会場として、
定期集合注射を予定しています。
実施については保健所からのお知らせで
ご確認ください。

交付を受けた鑑札と注射済票は
犬の首輪等に必ず着けておきましょう。

迷子札の役目も果たします。

4 飼い犬が人を咬んだら

犬が人を咬んでしまった場合、飼い主は傷の大小にかかわらず、事故発生時から**24時間以内**に保健所へ届け出てください。また、飼い主は事故発生から**48時間以内**に、狂犬病の疑いの有無について、その犬を獣医師に検診させなければなりません。

※検診を怠った飼い主は、５万円以下の罰金、届出を怠った飼い主は勾留または科料に処されることがあります。

事故発生時の飼い主の行動手順

①被害者のケガの応急処置に誠意を持って対応する。
- **すぐにきれいな水で洗い流す。**
- **石鹸で洗う。消毒する。**
- **医師の治療を促す。**

②犬を落ち着かせて隔離する。
③２４時間以内に保健所へ届け出る。
- **まずは電話でご一報を。**

④４８時間以内に動物病院で犬を検診させる。
- **検診期間中は予防注射を受けられません。**

⑤再発防止の対策をとる。

※事故が大きいときは、警察にも連絡を！

～日頃からしつけや適切な予防策を講じ、トラブルを未然に防ぎましょう～

飼い犬が人や他の飼い犬に噛みつきケガを負わせてしまった場合、飼い主は多額の損害賠償責任や刑事罰を問われる可能性があります。

過去の裁判では、「飼い主は犬の不測の行動に出る可能性もあることを前提に監視しておく必要があり、リードをつけていても、飼い主が適切に犬を制御するなどの注意義務を怠った」と認定された事例があります。

普段のお散歩中、すれ違いざまや出会い頭など、相手を噛んでしまうことも起こりえます。

東京都「しらなかったじゃすまされない 咬傷事故編（2/2)」→

5 飼い犬を飼えなくなったら

動物は、飼い主が責任を持って終生飼育すべきものですが､やむを得ない理由で飼い続けることができなくなった場合には､次の方法をとってください。

●新しい飼い主を探す

深い愛情をもち、責任ある飼い方のできる新しい飼い主を探し、飼育をお願いしてください。新しい飼い主には、「鑑札」または「マイクロチップ情報の登録証明書」と「狂犬病予防接種済票」を譲り渡してください。

犬の登録の所有者変更手続きを新しい飼主が忘れず行ってください。

手続きは P7～8をお読みください。

●動物愛護相談センターに引取りを依頼する（14ページ参考）

どうしても新しい飼い主が見つからないときは、東京都動物愛護相談センターに相談をしてください。

6 飼い犬が行方不明になったら

東京都内で迷子になった犬は、東京都動物愛護相談センターで保護されている場合があります。また、保護されている方から、保健所や最寄りの警察署に連絡がはいることもありますので、飼い主さんからお問合せください。

逃がした場所が区境であったり、遠方まで行ってしまう可能性のある場合は、隣接する区の保健所・警察署にもお問い合わせください。

東京都動物愛護相談センター	３３０２－３５０７
北区保健所生活衛生課	３９１９－０４３１
王　　子　警　察　署	３９１１－０１１０
赤　　羽　警　察　署	３９０３－０１１０
滝　野　川　警　察　署	３９４０－０１１０

※日頃から逃げ出さないように、犬の管理に注意してください。
※首輪などにつけた鑑札・注射済票、環境省の Web サイトでマイクロチップ情報登録を済ませている場合は、番号から飼い主が判明しますので、飼い主のもとに戻ることができます。

7 災害に備えて

◆ 災害に備えて　～飼い主としての心がまえ～

①日頃から災害に備え、ペットのための防災用品を準備しておきましょう。
②ペットが迷子にならないよう、普段から身元のわかる鑑札・名札・マイクロチップなどを装着しておきましょう。
③速やかに避難できるよう、キャリーバッグやケージに慣れさせておきましょう。
④避難所では人とペットが同一の空間で居住できません。避難所でのトラブル防止のため、基本的なしつけを実践しておきましょう。
動物にとっても避難生活のストレスを軽減させることになります。
⑤避難所には多くの動物が集まるかもしれません。感染症防止のため、狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫予防などをしておきましょう。
⑥万一に備え、動物の預け先を確保しておきましょう。

◆ ペットのための防災用品

避難所では、人に対する準備はされていますが、ペットの防災用品は、飼い主の責任で備えることになります。次に掲げるものを用意しておきましょう。

○ ペットの食事と水（5日分以上）、ペット用食器
○ ペットのトイレ用品（ペットシーツなど）
○ キャリーバッグ、ケージ、リードなど
○ ペットの常備薬、健康の記録
○ ペットの写真複数枚（迷子になったとき用）
○ ペットの普段使っている臭いのついた物
○ おもちゃ　○ ごみ袋、ガムテープ、タオル

◆ 避難場所の確認

人やペットの一時的な生活の場となるのが避難所です。あらかじめ避難場所の確認をしておきましょう。また、ペットが負傷した場合には動物病院での治療が必要となります。近隣の動物病院についても調べておきましょう。

8　飼い犬の登録･変更･死亡の届出

令和４年６月から環境省の Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きを行うとマイクロチップが飼い犬登録（鑑札）としてみなされる制度が始まりました。

これにより、飼い犬登録に関しては、環境省の Web サイトまたは窓口でのいずれかで手続きしていただきます。

1．環境省の Web サイトでの手続き

環境省の Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にマイクロチップ情報登録をしている犬の手続き（窓口での手続きは不要です）

※マイクロチップ情報を**環境省の Web サイトで登録をした犬は**、マイクロチップが鑑札とみなされます。鑑札の交付はありません。

※変更手続きには「登録証明書」が必要です。

※環境省の Web サイトは裏表紙に URL と二次元コードがあります。

このようなとき	サイトのメニュー名
新しく犬を飼ったとき（購入等） 人から犬を譲り受けたとき	所有者の変更登録 ※手数料がかかります。
犬の住所・呼び名・毛色などの変更	登録事項の確認・変更
飼い主の住所・連絡先・氏名などに変更があったとき（海外転出含む）	
犬を連れて北区外へ転出したとき	登録事項の確認・変更 および、新住所地の保健所等へ手続きを確認してください。
犬が死亡したとき	死亡の届出

※令和４年６月以降にペットショップから迎え入れた犬は、環境省の Web サイトに登録されており、犬と一緒に「登録証明書」が渡されています。

※サイトで所有者変更手続き後に新しい「登録証明書」が発行されます。紛失しないよう大切に保管してください。

2．窓口での手続き

環境省の Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」での登録をしていない犬、および、マイクロチップを装着していない犬の手続き

このようなとき	手続き
新しく犬を飼ったとき ※生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日から 30 日以内	保健所・区民事務所への届出 （裏表紙に記載） ●登録申請**（鑑札交付）** ●鑑札再交付申請 **※手数料がかかります。** ●変更届 **※転入の場合は前住所地の鑑札をご持参ください。** ●死亡届
鑑札をなくしたとき	
犬を連れて**北区へ転入**してきたとき、または、北区内で転居したとき	
人から犬を譲り受けたとき	
飼い主の氏名が変更になったとき	
飼い犬が死亡したとき	
犬を連れて、**北区外へ転出**したとき	新住所地の保健所等への届出 **※北区の鑑札をご持参ください。**
北区外の人に、犬を譲ったとき	

3．飼い犬が死亡したときの取り扱い

家庭で飼われていた犬が死亡したときは、飼い主が責任を持って取り扱ってください。清掃事務所に依頼する方法と民営の動物霊園等に依頼する方法があります。

●清掃事務所が有料で引き取ります。（体重 25kg 未満）

王子地区・赤羽地区にお住いの方　**北区清掃事務所　3913－3141**

滝野川地区にお住いの方　**滝野川清掃庁舎　3800－9191**

●民営の動物霊園等は、保健所でご案内しておりません。

4．犬を連れて海外へ行くとき（または帰国するとき）

国によって輸入検疫制度が異なりますので、下記や各国大使館などへご相談ください。なお、渡航の際は北区へ・帰国の際には帰国後の住所地を管轄する保健所等へ届出る必要があります。

農林水産省動物検疫所　電話　（5708）7261

北区保健所生活衛生課　電話　（3919）0431

9 知っておきたい動物の法律

★ 狂犬病予防法

①犬を取得した日（生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録しなければなりません。
②**毎年１回、狂犬病予防注射**を受け、**注射済票の交付**を受けなければなりません。
③**鑑札・注射済票は犬に装着**しておかなければなりません。

※環境省の Web サイトでマイクロチップ情報登録をしている犬は、マイクロチップが鑑札とみなされます。

④犬が死亡したときや犬の住所、飼い主の住所などに変更があったときは届出なければなりません。

★ 動物の愛護及び管理に関する法律

①飼い主は、鑑札や注射済票等で動物が自分の所有であることを明らかにすること。
②飼い主は、動物を適正に飼養し、健康や安全を保持するとともにその動物が人に迷惑をかけないように努めること。
③繁殖を希望しない場合は、適正に飼養するため、不妊去勢手術などの繁殖制限の措置を講ずるよう努めること。
④愛護動物を捨ててはいけません。
⑤動物をみだりに殺したり、傷つけたりしてはいけません。

★ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

①犬を放し飼いにしないこと。散歩の時も確実に保持すること。
②適正に運動させ、適切なしつけをすること。
③飼育場所は清潔にすること。また、公共の場所や他人の土地を、ふん、尿などで汚したり損傷させないこと。
④鳴き声やにおい、抜け毛などでまわりの人々に、迷惑をかけないこと。
⑤犬を飼っている旨の標識（犬シール）を出入口付近に掲示すること。
⑥飼い犬が人を咬んだ場合は24時間以内に保健所へ届出をして、48時間以内に獣医師の検診を受けること。

10 飼い主のマナー

保健所に寄せられる苦情　トップ３

1 ふん・尿の不始末
2 鳴き声
3 犬にかまれた

次のことは「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で定められています。飼い主は必ず守ってください。

- 放し飼いをしない。散歩のときもリードなどで確実につなぐこと。
  リードは短めに持ち、犬のとっさの行動に対応できるようにすること。
- 適正に運動させ、適切なしつけを行うこと。
- 適正にえさ・水を与え、健康状態に注意すること。
- 飼育場所は清潔にすること。また、公共の場所や他人の土地を、ふん・尿などで汚したり損傷させたりしないこと。
- 鳴き声やにおい、抜け毛などでまわりの人々に、迷惑をかけないこと。
- 犬を飼っている旨の標識（犬シール）を出入口付近に掲示すること。

◆トイレマナー を守りましょう◆

犬のトイレは散歩の前に自宅ですませましょう。
散歩の際のフンは必ず自宅まで持ち帰りましょう。

・ペットシーツなどを敷いた上にさせると清掃の負担が軽減されます。
・オシッコは水で洗い流して、きれいにふき取ってください。

11 動物由来感染症

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気のことです。
犬を飼うときに注意する主な病気の一例です。

病名	主な感染経路	犬の症状	人の症状
狂犬病	感染した犬に咬まれる	狂そう又は麻痺、昏睡し死亡	発病した場合、神経症状、昏睡死亡
エキノコックス症	感染犬のふん中の病原体が口に入る	多くは無症状	肝腫大、腹痛、肝機能障害
Q熱	尿、ふん、胎盤等の中の病原体の吸入	多くは無症状	インフルエンザの様な症状
パスツレラ症	咬み傷、引っかき傷	多くは無症状	傷口が腫れて痛む
レプトスピラ症	尿に接触	腎炎	発熱、肝臓や腎臓の障害
イヌブルセラ症	流産時の汚物、尿等に接触	精巣炎、死、流産	風邪に似た症状
回虫幼虫移行症	フン中の病原体が口に入る	食欲不振、下痢、嘔吐	幼児で肝臓、脳、眼等に障害
皮膚糸状菌症	濃厚な接触	脱毛、フケ	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
かいせん	濃厚な接触	強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	主に犬や猫による咬み傷、引っかき傷	無症状	まれに重症化すると、敗血症、髄膜炎

〈こんなことに注意しましょう〉

①狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫の駆除
②過剰なふれあいは控えましょう（口移しで食べ物を与える、食器の共用、動物と布団で一緒にねるなど）
③動物にさわった後や、食事の前には必ず手を洗いましょう
④動物の体や周囲を清潔にしましょう（敷物等も）
⑤ふん尿はすぐに片づけ、換気を心がけましょう
⑥動物が無症状でも人に感染する場合があるので、ペットの定期検診を受けるなど日常の健康管理に注意しましょう

これらのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。

12 狂犬病予防注射等の記録

狂犬病予防注射 注射年月日	狂犬病予防注射 注射済票番号	混合ワクチン	フィラリア予防薬
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月
年 月 日	第テ 号	月 日	月～ 月

狂犬病のはなし

狂犬病は主に、感染した犬に咬まれることで、傷口から唾液に含まれるウイルスが侵入して感染する人畜共通の病気です。日本では現在、狂犬病の発生は認められませんが、諸外国では感染した多くの方が亡くなっています。狂犬病が万が一日本に持ち込まれた際に、愛犬を護りヒトへの感染を防ぐためにも、**犬の登録、毎年の狂犬病予防注射を必ず行ってください。**

13 北区内の動物病院

令和６年 11 月現在

		動物病院名	住所	電話番号	
赤羽	1	フジカケペットクリニック	浮間2-5-26	3965-7708	
	2	太田動物クリニック	浮間4-14-1 STOCKレジデンス1階	3966-6875	
	③	うすだ動物病院	赤羽北2-13-16 YKスクエアビル1階	3905-3912	
	④	赤羽ペットクリニック	志茂2-50-3 ノヴァ赤羽1階	5939-7858	
	5	ピジョン動物愛護病院赤羽院	赤羽西1-30-11 ベルメゾン赤羽103号	3905-0102	
	6	水野犬猫病院	赤羽西4-39-5	3900-9133	
	7	川村動物病院	西が丘1-45-3	3909-4444	
	8	とみざわ犬猫病院	赤羽2-52-1 第2山田コーポ	3903-4113	
	9	なかね動物病院	赤羽2-64-9	3903-1883	
王子	10	中村動物病院（電話予約のこと）	上十条1-9-29	3905-2921	
	⑪	永井ペットクリニック	上十条3-26-10	3908-1155	
	12	東十条どうぶつ病院	東十条4-10-1 オザリア東十条1階	5944-6681	
	13	王子ペットクリニック	豊島1-22-9	3913-2500	
	⑭	松尾犬猫病院	豊島1-38-9 水口マンション1階	3927-2222	
滝野川	15	gleen animal clinic	滝野川6-28-7 アコルデ滝野川1階	5980-8018	
	16	ティアハイムどうぶつ病院	滝野川6-76-9 豊ビル101	5567-4111	
	⑰	駒込動物病院	西ケ原1-1-4	5974-0044	
	18	西ヶ原ローズ動物病院	西ケ原1-27-36	6903-4983	
	⑲	青山小動物医院	西ケ原3-33-20	3940-0417	
	⑳	飛鳥山動物病院	西ケ原3-64-15 足立マンション1F	5980-9149	
	21	さいとうラビットクリニック	田端5-2-13 シャインビレッジ吉岡	3822-0097	※
	22	フジカワ動物病院	田端新町2-31-7-101	3819-3708	
	23	しん中央動物病院	田端新町2-11-4	6458-2239	
	24	ふくしま動物病院	田端新町3-15-12 クオレタバタ1階	5692-2022	
	25	おぐ犬猫クリニック	昭和町1-2-22 吉岡ビル1階	5901-9601	

○ 公益社団法人　東京都獣医師会 北支部加盟

※うさぎのみ

14 東京都の動物関連施設

東京都動物愛護相談センター

住　所　〒156-0056
世田谷区八幡山2-9-11

電　話　3302-3507

交　通　京王線　八幡山駅下車　徒歩20分（約1.5km）
（京王バス）希望ヶ丘団地循環で朝日新聞社前下車　徒歩6分
小田急線　千歳船橋駅下車　徒歩30分（約2km）
（小田急バス）希望ヶ丘団地循環で大東学園下車　徒歩5分
（小田急バス）梅が丘駅行きで宝性寺下車　徒歩10分

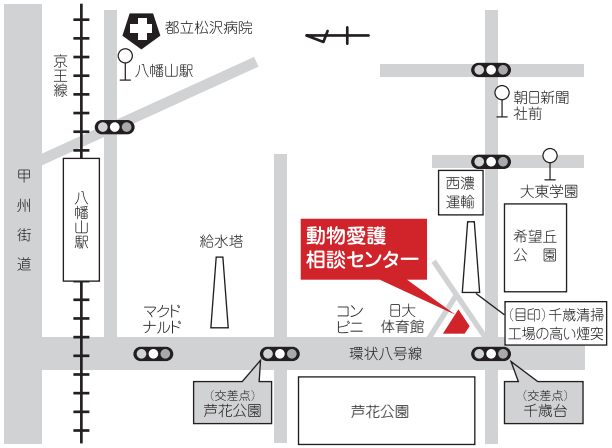

愛　犬　手　帳
令和７年１月発行
刊行物登録　番号６-３-０３４
編集・発行　北区保健所　生活衛生課
〒114-0001　東京都北区東十条二丁目７番３号
電話：03（3919）0431